

家きん(にわとり、あひる、うずら等)を飼っている皆様へ

高病原性鳥インフルエンザが 道内を含む国内各所で発生しています！

ウイルスは野鳥やその糞ふんに触れた野生動物、人の靴、水等を介し飼育舎に入り込みます。

飼育している家きんへの感染を防ぐため、以下のことを実施しましょう。



- 1 網を張るなどし、鳥小屋の中に野鳥やねずみなどが入らないようにしましょう。
- 2 エサを撒いたりエサの残った容器を野外に放置すると、野鳥が集まるので、野鳥が鳥小屋の周りに集まらないようにしましょう。
- 3 野鳥が集まって生息している場所には、行かないようにしましょう。
- 4 家きん飼養農場へは、立入らないようにしましょう。
- 5 異常を発見した場合は、速やかに獣医師や家畜保健衛生所、市役所農林課に連絡しましょう。



【連絡先】

上川総合振興局高病原性鳥インフルエンザ警戒本部（事務局：農務課） TEL：0166-46-5964 FAX：0166-46-5212
北海道上川家畜保健衛生所 TEL：0166-57-2232 FAX：0166-57-7626
富良野市役所経済部農林課 TEL：0167-39-2309 FAX：0167-23-2122

～鶏肉や卵を食べることで高病原性インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません～